

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被 告 株式会社早稲田自動車学園

準備書面

平成25年12月3日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡 部 邦 昭

同

弁護士 能 登 豊 和



第1. 原告の平成25年10月28日付第1準備書面に対して、以下のとおり主張する。

1. 「普通車教習料金等の概要」(乙16)は、教習生に示すだけで、交付はしていない。

誓約書(乙15の2)は、入校申込書(乙15の1)の裏面であって、コピーしたものをお教習生に「卒業まで持っていて下さい。」と言って交付している。(原本と割印をしている。)

誓約書(乙15の2)のコピーを教習生に交付しているので、誓約書3(3)「返金の料金精算については、基本料金から入校申込金、割引料金及び教習実施分等を差し引いて返金されること」については、教習生はよく認識理解している。

2. 原告は、誓約書(乙15の2)3(3)「教習実施分等」の「等」を問題としているが、実際に要した料金を細かく記載すると煩なことから、「等」と

表現しているものである。「実際に要した料金」は、コース毎に相違してくるので、被告会社は教習生が「普通車教習料金等の概要」(乙16)に基づいて選択したコースについての料金を、書面に基づいて細かく説明している(乙19の1~4)。

3、「普通車教習料金等の概要」(乙16)の「割引の適用をなくし」は、「サービスコース」についても記載している。(この点は、原告の明白な誤解である。)

入校時に、「割引」の内容、金額については明確にしている(乙19の1~4)。

いずれも「ご案内」の下欄のところに、中途解約される場合として、「返金の料金精算については、教習料金から『入校申込金、割引料金、教習実施分』のほか、『仮免受験・検定受験時はその手数料』および『教習教材等の売買相当額』を差し引きして返金いたします。」と記載していて、実際に要した料金を差し引いたうえで返金します、という趣旨を明確にしている。

4. 「特約コース」について。

(1) 「サービスコース」を前提としたオプションであることは、原告の指摘するところである。「特約コースのご案内」(乙19の4の1乃至3)に基づいて教習生に説明している。

(2) 「特約コースのご案内」(乙19の4の1)の下欄に中途解約される場合として、「返金の料金精算については、教習料金から『入校申込金、割引料金、教習実施分』のほか、『仮免受験・検定受験時はその手数料』および『教習教材等の売買相当額』を差し引きして返金いたします。」と記載していることにより、明確にしている。

答弁書別紙4の解約返戻金の定めとの矛盾はない。「特約コースのご案内」(乙19の4の1)の下欄の記載では、より丁寧に記載しているということである。

(3) 「特約コースのご案内」(乙19の4の1)をみられて、なお、明確に理解

できないのであれば、改めて説明していただきたい。

5. 原告の主張（心配）は机上の空論を思われる。

終了間近での中途解約というケースは事例としてない。従って、被告会社としては、教習生については「なんとか免許をとって卒業してほしい」と願って指導をしている。従って、終了間近の中途解約については想定していない。原告の指摘（心配）は、消費者契約法に反するか否かとは無関係ではないかと考える。

第2. 原告の法違反（消費者契約法10条、同9条、同12条）の主張は争う。

被告会社は良心的な公認自動車学校であって、隨時必要な改定を行い、教習生に丁寧に対応し、全指連の指導にも沿った対応をしている（乙18）。

原告の主張は、いわれなきものであって、速やかに取り下げるべきである。

以上